

令和5年第2回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月28日(火) 午前9時30分～午前9時41分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 19名
会長 19番 今田邦彦
会長職務代理 18番 畑雄二
委員 1番 澁谷英昭 2番 白木義一
3番 森良明 4番 太田秀樹
5番 貞廣樹良 6番 鈴木孝典
7番 高橋修 8番 吉田彰
9番 長谷川彰徳 10番 赤澤良一
11番 柏葉政良 12番 岩間秀一
13番 中澤裕幸 14番 齊藤良平
15番 峯崎光行 16番 田中政幸
17番 伊藤貢三

欠席委員(0名)

- 4 説明員 高橋事務局長・山下事務局次長・長谷川農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
 - 第5 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可の件
 - 第6 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

令和５年第２回農業委員会総会

- 議長 　　ただいまより、令和５年第２回美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。
- 議長 　　日程の第１、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、議席番号１２番岩間秀一委員、１３番中澤裕幸委員を指名いたします。
- 議長 　　つぎに、日程の第２、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日１日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
- 委員 　　（なしの声）
- 議長 　　ご異議なしと認めます。よって会期は本日１日とすることに決定をいたします。
- 議長 　　つぎに、日程の第３、諸般報告に入ります。諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。ご質問ございませんか。
- 委員 　　（なしの声）
- 議長 　　ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。
- 議長 　　つぎに、日程の第４、議案第６号、農地法第３条第１項の規定による許可の件を議題といたします。なお、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。番号１番の審議を行いますので、柏葉政良委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。
- （柏葉政良委員　一時退席）
- 議長 　　事務局から番号１番について、説明を求めます。
- 山下次長 　　ただいま議題となりました議案第６号、農地法第３条第１項の規定による許可の件番号１番について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。
- （議案朗読省略）
- なお、別添調査書のとおり、農地法第３条第２項の各号に係る

		不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第6号資料1番のとおりとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件、番号1番について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決定をいたします。少々お待ちください。 (柏葉政良委員 着席)
議	長	引き続き、番号2番の審議を行いますので、齊藤良平委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。 (齊藤良平委員 一時退席)
議	長 山下次長	事務局から番号2番について、説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第6号番号2番について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第6号資料2番のとおりとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件、番号2番について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決定をいたします。少々お待ちください。 (齊藤良平委員 着席)
議	長	引き続き、事務局から番号1番～2番以外について説明を求めます。

山下次長

ただいま議題となりました議案第6号番号1番～2番以外について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第6号資料3番～24番のとおりとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件、番号1番～2番以外について、質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。

委 員

(なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり許可することに決定をいたします。

議 長

つぎに、日程の第5、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

長谷川係長

ただいま議題となりました議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可の件についてご説明いたします。1番～2番について一括してご説明いたします。申請理由は、基盤整備事業へ土石を供給し、また土石採取後は農地へ復元を行うため隣接地との高低差を緩和し農地としての活用を促進するものです。なお、11ページから18ページ、別添調査書のとおり申請地は農用地区域内農地に該当しますが、申請の目的である土石採取は、特定の土地における地下資源の採取であり、用地選定については任意性がなく、代替地はないと判断でき、また、美唄市農業振興地域整備計画においても支障はないとの意見書も市より提出されていることから、農地法第5条第1項の規定の許可相当と判断いたします。また、転用案件でありますので、北海道農業会議への意見聴取を行い、北海道農業会議から回答される意見が「許可相当」であった場合は、会長専決において速やかに許可証を交付するものとし、回答される意見が「許可

		不相当」の場合は、再度総会に諮ることとし、いずれの結果につきましても総会において報告いたします。以上で事務局から説明を終わります
議	長	ただいま、事務局から説明のあった農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の件について、質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可相当と判断し北海道農業会議へ意見聴取することに決定をいたします。
議	長	つぎに、日程の第 6、議案第 8 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。番号 1 番の審議を行いますので、高橋 修委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。 (高橋 修委員 一時退席)
議	長	事務局から番号 1 番について、説明を求めます。
長谷川係長		ただいま議題となりました議案第 8 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 1 番についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。 利用権の設定の種類は賃借権設定です。 (議案朗読省略) 個人が利用権の設定等を受けるものであり、25 ページ別添 2 調査書のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましても、議案第 8 号資料 1 番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましても 2 月 28 日を予定しております。 以上で事務局からの説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 1 番について質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。

		よって原案のとおり決定をいたします。 少々お待ちください。 (高橋 修委員 着席)
議 長		引き続き、事務局から番号 1 番以外について説明を求めます。
長谷川係長		ただいま議題となりました議案第 8 号、番号 1 番以外についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は 2 番～4 番は所有権移転、5 番～12 番は賃借権設定です。 (議案朗読省略) 番号 2 番～4 番は北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり 24 ページ別添 1 調査書、番号 6 番～7 番・9 番～10 番・12 番は個人が利用権の設定等を受けるものであり、25 ページ別添 2 調査書、番号 5 番・8 番・11 番は法人が利用権の設定等を受けるものであり、26 ページ別添 3 調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第 8 号資料 2 番～12 番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては 2 月 28 日を予定しております。以上で事務局からの説明を終わります。
議 長		ただいま、事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 1 番以外について質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委 員		(なしの声)
議 長		ご異議なしと認めます。
		よって原案のとおり決定をいたします。
議 長		以上をもちまして、第 2 回農業委員会総会は閉会いたします。